

発議第4号

高山市議会会議規則の一部を改正する規則について

高山市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 高山市議会議員 杉本健三

賛成者 高山市議会議員 大木 稔  
伊 嵩 明 博  
水 門 義 昭  
松 葉 晴 彦  
佐 竹 稔  
車 戸 明 良  
中 箴 博 之  
岩 垣 和 彦  
真 野 栄 治

提案理由

議会改革に伴う規定の整備を行うため改正しようとする。

発議第4号

高山市議会会議規則の一部を改正する規則について

高山市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 高山市議会議員

賛成者 高山市議会議員

提案理由

議会改革に伴う規定の整備を行うため改正しようとする。

高山市議会会議規則の一部を改正する規則

高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、<u>3人以上</u>の者の賛成がなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、<u>2人以上</u>の者の賛成がなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 法第115条の2の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、<u>3人以上</u>の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 法第115条の2の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、<u>2人以上</u>の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(一般質問)</p> <p>第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長に<u>その要旨</u>を文書で通告しなければならない。</p>	<p>(一般質問)</p> <p>第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。</p> <p><u>2 前項の規定による質問は、質問者の選択により、一括質問の方式又は一問一答の方式のいずれかの方式で行うものとする。</u></p> <p><u>3 質問者は、議長の定めた期間内に、議長に質問の要旨及び方式</u>を文書で通告しなければならない。</p>
<p>(懲罰の宣告)</p> <p>第159条 (略)</p>	<p>(懲罰の宣告)</p> <p>第159条 (略)</p>
	<p><u>第7章 協議又は調整を行うための場</u> (協議又は調整を行うための場)</p> <p><u>第160条 法第100条第12項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場</u> (以下「協議等の場」という。)を別表</p>

<p>第7章 議員の派遣 (議員の派遣) 第160条 (略)</p> <p>第8章 補則 (会議規則の疑義に対する措置) 第161条 (略)</p>	<p>のとおり設ける。</p> <p>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第8章 議員の派遣 (議員の派遣) 第161条 (略)</p> <p>第9章 補則 (会議規則の疑義に対する措置) 第162条 (略)</p>
--	---

改 正 前

改 正 後												
別表 (第160条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">構成員</th> <th style="text-align: center;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全員協議会</td> <td>議会及び市政の諸問題について協議し、議員相互間で情報を共有する。</td> <td>議員全員</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>委員長連絡会議</td> <td>委員会の所管事項に関する協議、調整、意見交換等を行う。</td> <td>正副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長、特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員長</td> <td>議長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	全員協議会	議会及び市政の諸問題について協議し、議員相互間で情報を共有する。	議員全員	議長	委員長連絡会議	委員会の所管事項に関する協議、調整、意見交換等を行う。	正副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長、特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員長	議長
名称	目的	構成員	招集権者									
全員協議会	議会及び市政の諸問題について協議し、議員相互間で情報を共有する。	議員全員	議長									
委員長連絡会議	委員会の所管事項に関する協議、調整、意見交換等を行う。	正副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長、特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員長	議長									

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。